

令和8年2月5日

令和8年 第4回 南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

- 議案第27号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の変更について
- 議案第28号 衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について
- 議案第29号 衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について
- 議案第30号 選挙人名簿の登録を行う日について

2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和8年 2月 8日（日）午前10時00分～
- ・令和8年 2月 20日（金）午前10時00分～
- ・令和8年 3月 2日（月）午前10時00分～

議案第 27 号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会
人の変更について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に
おける南区の投票区の投票立会人を次のように変更する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会

委員長 濱田 一雄

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 38 条第 1 項の規定による。

議案第 28 号

衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人の決定について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第 1 開票区及び南区第 2 開票区において候補者届出政党又は候補者から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項及び第 4 項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第 19 条第 2 項の規定による。

議案第 29 号

衆議院比例代表選出議員選挙における開票立会人の決定について

令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院比例代表選出議員選挙につき、南区第 1 開票区及び南区第 2 開票区において衆議院名簿届出政党等から開票立会人となるべき者として届出のあった次の者を開票立会人に決定する。

令和 8 年 2 月 5 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第 62 条第 2 項の規定による。

議案第30号

選挙人名簿の登録を行う日について

令和8年3月1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者の選挙人名簿の登録を行う日を次のように定め、告示する。

令和8年2月5日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 濱田 一雄

登録を行う日

令和8年3月2日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第14条第1項の規定に